



清水寺の紫陽花

撮影：岩崎 勉 議員

● 令和2年5月緊急会議

令和2年5月緊急会議は、5月11日に開催され、新型コロナ対策に関する議案を含む9件の議案（内報告案件6件）の審議を行いました。

● 令和2年5月第2回緊急会議

令和2年5月第2回緊急会議は、5月25日に開催され、新型コロナ対策に関する議案を含む3件の議案（内報告案件2件）、及び2件の陳情の審議を行いました。

● 令和2年6月定例会議

令和2年6月定例会議は、6月1日から8日までの8日間の日程で開催され、5件の議案（内報告案件2件）および1件の陳情の審議を行いました。6月定例会議において、2件の意見書について可決し、提出をしました（P4に掲載）。

主な掲載内容

- ◆ 本会議で審議された議案等と委員長報告要旨 P 2 ～ P 3
- ◆ 意見書について P 4
- ◆ 一般質問 P 4 ～ P 7
- ◆ 議員定数について、やすぎ未来トーク P 8

令和2年5月緊急会議（5月11日）議案等の審議結果

■全会一致で可決、認定等した議案

提出者	番 号	件 名
市長	議第74号	令和2年度安来市一般会計補正予算（第1号）
	議第75号	令和2年度安来市病院事業会計補正予算（第1号）

提出者	番 号	件 名
市長	議第76号	安来市長等の諸給与条例の特例に関する条例の特例に関する条例制定について

■報告事項

番 号	件 名
報第4号	議会の委任による専決処分の報告について（安来市税条例等の一部を改正する条例制定について）
報第5号	議会の委任による専決処分の報告について（安来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）
報第6号	議会の委任による専決処分の報告について（安来市国民健康保険条例に関する条例の一部を改正する条例制定について）

番 号	件 名
報第7号	議会の委任による専決処分の報告について（安来市介護保険条例の一部を改正する条例制定について）
報第8号	議会の委任による専決処分の報告について（安来市消防団員等公務災害補償条例に関する条例の一部を改正する条例制定について）
報第9号	議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

議第74号について、審査内容の主なものは、歳入全般について「国からの地方創生臨時交付金のスケジュールはどうなっているのか。また市独自の事業の計画はあるか」との質問に対し、執行部からスケジュールの説明があり、市独自の事業については「地方創生臨時交付金の決定を受けてから検討する」との答弁があった。また、新型コロナウイルス感染症対策事業費で、夢ランド振興事業団へ補償をしていくことに対して、「市有施設だけでなく、民間事業者への保障等を実施しないのか」という意見が多くあった。執行部からは、「国からの交付金の範囲で行っていく。国への交付金の増額を求めていく」との答弁であった。議第75号については、事業内容の確認はあったが、いずれも今補正予算に直接影響する内容ではなかった。採決の結果、議第74号、議第75号については、全会一致で執行部提出原案の通り可決すべきものと決した。

予算決算委員長報告

委員長 葉田 茂美

5月緊急会議
委員長報告要旨

令和2年5月第2回緊急会議（5月25日）議案等の審議結果

■全会一致で可決、認定等した議案

提出者	番 号	件 名
市長	議第77号	令和2年度安来市一般会計補正予算（第2号）

■報告事項

番 号	件 名
報第10号	議会の委任による専決処分の報告について（安来市税条例の一部を改正する条例制定について）

番 号	件 名
報第11号	議会の委任による専決処分の報告について（安来市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について）

■請願・陳情審議結果

番 号	件 名	付託委員会	委員会結果	本会議結果
陳情第5号の1	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、安来市内の宿泊業者への支援について（1. 上下水道料について）	地域振興	趣旨採択	趣旨採択
陳情第5号の2	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、安来市内の宿泊業者への支援について（2. 温泉使用料について 3. 雇用調整助成金について 4. 終息後の観光復興対策について）	総務企画	趣旨採択	趣旨採択

陳情第5号の1の上下水道料金について委員からは「旅館組合だけに対して減免等を行なうのは、公平性の確保という観点からは疑問である」

地域振興委員長報告

委員長 石倉 刻夷

また、終息後の観光復興対策への支援については「宿泊業だけでなく、すべての中小事業者への復興支援が必要」との意見や「今後国が提出する補正予算に対して、いち早く先取りした観光政策を安来市独自で立案すべきではないか」などの意見があった。

総務企画委員長報告

委員長 足立 喜信

陳情第5号の2の審査結果については、採決の結果、全会一致で趣旨採択と決した。審査内容の主なものは、まず温泉使用料の免除、減免・補填について、可能であれば現在の状況を鑑みても、ぜひともこの措置を実行してほしいという意見が大多数あった。

5月第2回緊急会議
委員長報告要旨



議第77号について、歳入歳出ともに款別順に補足説明を受け、審査を行った。事業内容の確認はあったが、いずれも今補正予算に直接影響する内容ではなく、採決の結果、全会一致で執行部提出原案の通り可決すべきものと決した。

予算決算委員長報告
委員長 葉田 茂美

「今回免除をしても、後に料金の値上げ等、市民へ負担をお願いすることになるのでは」という意見が多く出た。一方で「全国的には個人に対して減免等の対策を行なっている自治体もあるため、公平性を保ちながら議論していく必要があるのでは」という意見も出た。
採決の結果、全会一致で「趣旨採択」と決した。

令和2年6月定例会議（6月1日～8日）議案等の審議結果

■賛否の分かれた議案

賛成…○、反対…×、欠席…欠、除斥…斥、退席…退、棄権…棄

提出者	番 号	件 名	議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	21
			議決結果	岡本早智雄	原瀬清正	飯橋由久	岩崎勉	三島静夫	向田聡	澤田秀夫	佐々木厚子	作野幸憲	樋野智之	原田貴与子	石倉刻夷	中村健二	足立喜信	永田巳好	葉田茂美	金山満輝	佐伯直行	遠藤孝	田中武夫
市長	議第79号	令和2年度安来市一般会計補正予算（第3号）	原案可決	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	議長

■全会一致で可決、認定等した議案

※議員定数21人 議長は採決に加わらない

提出者	番 号	件 名	提出者	番 号	件 名
市長	議第78号	財産の無償譲渡について	市長	同第1号	安来市農業委員会委員の任命及び農業委員の認定農業者過半要件の例外規定適用につき同意を求めることについて
議員	議第80号	新たな過疎対策法制定に関する意見書の提出について	市長	同第2号	安来市固定資産評価員の選任について
議員	議第81号	「視覚障害有権者への選挙公報の充実を求める意見書」の提出について			

■報告事項

番 号	件 名	番 号	件 名
報第12号	令和元年度安来市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	報第13号	令和元年度安来市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

■請願・陳情審議結果

番 号	件 名	付託委員会	委員会結果	本会議結果
陳情第6号	「視覚障害有権者への選挙公報の充実を求める意見書」の提出について	総務企画	採 択	採 択

6月定例会議 委員長報告要旨
総務企画委員長報告

委員長 足立 喜信

審査結果について、議第78号は全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決し、陳情第6号は全会一致で採択とした。主な審査の経過について、議第78号は「土地を貸付にした場合、その後の管理は誰が行なうのか」との質問があり「土地の管理は地元自治会となる。今後については、市有財産についての規程を策定し、基準を明確にして進めていく」と答弁があった。さらに「固定資産税はどのようなになるか」との質問には「土地は、自治会への負担は生じない。譲渡する建物も減免の対象となり、負担は生じない」との答弁であった。陳情第6号は、委員から特に異論はなかった。

島根原子力発電対策調査特別委員長報告

委員長 金山 満輝

報道発表された「島根原発内の巡視業務の虚偽報告」について中国電力(株)より謝罪と説明等を受けたので報告する。説明内容は、本年2月16日に委託先の協力会社の巡視員が、保安規定に定められている、発電所内で放射性固体廃棄物を一時保管するサイトバン力施設の巡視をしていないにも係わらず巡視をしたという虚偽報告があったこと、更に過去32日分の同事案があったが、設備の異常は特になかったこと等であった。また今後は、再発防止対策方針をまとめ、第三者機関の評価も受けた上で再発防止に取り組むとの説明もあった。委員からは「根本的な意識改革が必要」「住民への信頼回復が遠のく」「現場の声は上層部へ届いていないのか」「本社と協力会社のコミュニケーションが今以上に図れる体制を構築すべき」など多くの意見が出された。これに対し「頂いた意見を真摯に受け止め、原子力安全文化の醸成に努め、地域の皆様に安心いただける発電所を目指す」との発言があった。

国へ意見書提出

6月定例会議において2件の意見書を全会一致で可決し、国の関係機関に提出しました。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書(抜粋)

過疎対策については、昭和45年「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果があったところである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、引き続き総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

安来市はいわゆる「みなし過疎」の指定を受け、過疎対策制度を積極的に活用してきた。財政基盤が脆弱な自治体において過疎対策は非常に大きな役割を担っている。

過疎地域が安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されるためにも、現行法により過疎地域として指定されている市町村の実態に即した支援の継続と充実・強化が必要である。

以上のことから、新たな過疎法についても①「みなし過疎」と「一部過疎」を含めた現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本としつつ、指定要件、指定単位については特性を的確に反映したものとする。②人口減少と高齢化に対処するための施策の推進。③安心・安全に暮らせるよう広域的な事業の推進。④インフラ整備で生活基盤の確立。⑤過疎対策事業債の必要額の確保など財政措置の拡充をはかること。以上の5項目が反映された新たな過疎対策法を制定するよう強く要望する。

視覚障害有権者への選挙公報の充実を求める意見書(抜粋)

国民の選挙権は平等であり、投票行動を左右する選挙公報についても、その内容の情報が平等に保障されるべきである。視覚障害有権者に、点字、音声、拡大文字など当事者に適した媒体による選挙公報が保障されるよう求めるもので、①視覚障害者に、当事者に適した媒体による選挙公報が提供されるよう、ガイドライン策定、公職選挙法の改正など法整備を進めること。②必要な選挙管理予算を確保すること。③選挙公報の充実に関する啓発を推進すること。以上3項目について要望する。

第98回定例会 6月定例会議

一般質問

現在の安来市の

救急医療体制について



創世
三島 静夫

質問 救急搬送要請があつてから、病院への搬送までの対応についてどのように行っているのか伺う。

答弁 現在、消防本部では、全ての救急要請に対し救急隊員は、感染防止衣を着装して出動している。通報内容または、救急隊が傷病者と接触したのち、新型コロナウイルスの疑いがあると判断した場合、より飛沫感染防止に効果の高いマスク、ゴーグル、二重手袋を着装して救急活動を行なう。さらに傷病者に対しても感染防止として、通常救急隊員が着装をしている使い捨てマスクをつけさせていただく。救急車内については、汚染防止として、患者周囲を覆うように半透明なシートで養生をしている。

質問 救急搬送の際には、救命士が感染を見極めることができない患者が運び込まれることもあると考え

るが、市立病院においては、そのような事例を想定した対応を行っているのか。

答弁 日ごろから、病状に応じた感染予防対策を行っている。その上で市立病院では、数年前より消毒薬を各自が所持し、徹底して手指消毒を行っている。新型コロナウイルス感染症が国内発生して以降は、防護用の衛生材料を適宜使用することで、感染予防対策を強化している。

今後の世界情勢に対する

安来市の取り組みについて

質問 世界が自国主義に変わっていく中、我が国においても国内生産の見直し・強化へと変わって来るのではないかと考えるが、市の見解を伺う。

答弁 有事における企業活動の停滞を最小限にとどめるうえで、代替の取引先・協力先の確保や迅速な諸対応を講じるためのリスクを全国レベルで分散できる体制を構築していくために、実効性のある事業継続計画の策定を市内企業へさらに推進し、確実なリスクマネジメントが可能な体制を整えておくことが、これまで以上に重要であると認識している。



政進クラブ
飯橋 由久

中小事業者への

コロナ禍対策支援について

質問 安来市商工観光課と安来市観光協会が行った観光関連事業者へのコロナ禍に関するアンケート調査について伺う。

答弁 回答のあった製造、卸売、小売、飲食、旅館、宿泊の業種34社の内、97%に当たる33社がコロナ禍により企業活動に影響が出ている。また、4月には対前年比の売り上げが50%以上減少した事業者が大半となっており、5月以降は新規予約が入っていない状況となっている。

質問 雇用の維持と事業の継続のために、今後、さらに経済が悪化した場合、基金からの繰り入れを含めた一般財源からの独自施策を行う考えがあるか伺う。

答弁 現時点での安来市の支援策として、コロナ対策の補正予算第2弾により創設した中小企業者等継続支援給付金事業のほか、補正予算

第1弾では、県の制度融資を利用する際の信用保証料を補給する事業と、感染防止対策経費やテイクアウト等の新事業展開にかかる経費の一部を補助する事業を創設した。

商工会議所・商工会と、これまで以上に連携を図って市内事業者の実態把握に努め、今後の動向に注視しながら検討を継続していく。

安来市立病院の

経営改革について

質問 なかなか労使交渉が進まず、目途とされる期間以上に長引くようであるならば、経営主体の在り方について全部適用に拘ることなく柔軟に検討することも必要ではないかと考えるが安来市の見解を伺う。

答弁 労使交渉については、病院事業管理者に対しスピード感を持って行うように指示をしている。

引き続き、地方公営企業法の全部適用での運用が望ましいと考えているが、行政にとって、将来にわたり安定した安来市の医療提供体制を整えていくことが最も重要であり、柔軟な病院経営や組織体制のあり方について比較検討することも考えている。



令和クラブ
石倉 刻夷

市管理施設等への

休業支援について

質問 新型コロナウイルス対策として、市管理施設（指定管理施設）等に、休業の指示を出されたが、収益の減収、電気代等の管理費に対する支援をどのように考えているか伺う。

答弁 感染拡大防止対策の重要性を理解されご協力をいただいた。減収分や固定費等については、国の給付支援等を最大限に活用したうえで、指定管理や直営など、施設の運営形態が統一していないことを踏まえて、指定管理の条件をベースに検討する。

質問 農地法第3条の下限面積の見直しについて。

答弁 農業委員会が行っている農地利用状況調査から、遊休農地及び荒廃農地が増加傾向にあるため、新たな担い手への農地利用の集積、集約化を進めて行く必要がある。下限

面積を設定しようとする場合、その面積未満の農家の数が、総数の40%を下回らないこととなっている。農家台帳を集計したところ約43%が40アール未満、約38%が30アール未満で、総合的に判断し、この度下限面積を50アールから30アールに見直した。

質問 市道等の草刈活動（作業）支援について。

答弁 前年度新制度として運用し、対前年度で登録団体が39団体から68団体となり、29団体の増（安来4、広瀬9、伯太16）。実施路線は77kmが111km、34kmの増。手数料は120万円が280万円、160万円の増となったが、受付から支払いまで混乱なく手続が出来ている。

その他の質問事項

○新たな食料、農業、農村基本計画への取り組みについて

○花嫁、花婿対策について





公明党
佐々木厚子

夢ランド振興事業団

について

質問 夢ランド振興事業団が指定管理している施設はどこがあるか。

答弁 夢ランドしらさぎ、ふれあいプラザ、富田山荘、湯田山荘、憩いの家の5施設。憩いの家は6月末で閉館する。

質問 夢ランドしらさぎ、ふれあいプラザ、富田山荘、湯田山荘それぞれの施設の指定管理料、ここ3年の経営状況、累積収支額はいくらか。

答弁 夢ランドの指定管理料は無し。経営状況は剰余、不足を繰り返して、平成30年度決算の累積収支額は3,329万円余の剰余。ふれあいプラザは指定管理料3,253万円、経営状況はほぼ安定しているが、累積収支額は317万円余の不足。富田山荘の指定管理料は、506万円、経営状況は、損失補てん金を当てながら経営している状況。累積収支額は4,137万円余の不足。湯田山荘の指定管理料は無し。経営状況は毎年300万円前後の不足。累積収支額は1,358万円余の不足となっている。

質問 4つの施設の経営状況をみると見直しをしなければならぬと考えざるを得ない。総合的に検討し、根本的に施設をどのようにしていくのか。4つの施設の運営自体は指定管理者であるが、市としての考えを伺う。

答弁 夢ランドしらさぎは、今後の感染症拡大防止対策を意識し、必要な改修工事等を実施しながら引き続き指定管理制度を有効に活用した運営を目指していく。ふれあいプラザも公共施設等総合管理計画の観点から同様の調査等を実施し、指定管理制度を有効に活用した運営を目指していく。富田山荘は今後の収支不足や施設の老朽化等の課題解消に向け、他施設を含めた経営体制の適正化を図り、指定管理制度による運営をしていく。湯田山荘は、将来的には譲渡等に向けた検討を行い、早い時期に新たな指定管理者の選定を検討していく。



日本共産党
原田貴与子

コロナ禍対策にあらゆる 制度の活用と支援を

質問 市立病院における発熱者の検査体制はどうか。

答弁 発熱者のPCR検査の要否は、帰国者・接触者相談センターが行う。一般的に検査を行う場合には、防護服やフェイスシールド、N95マスクなどを着用し、手袋は二重にするなどの感染防止対策を考慮した方法で実施することになる。また、ドライブスルー方式での実施も考えられる。

質問 コロナ禍の診療への影響はどうか。

答弁 受診控えが問題となっているが、コロナウイルスに感染する恐怖心が主な要因である。少しでも安心して受診していただけるよう消毒の徹底等努めている。風邪症状、発熱のある方は来院前に電話をしてほしい。

質問 コロナ禍を市の減免制度の適用にし、窓口の一本化を。

答弁 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料の減免制度がある。制度周知の体制はコロナ禍でも構築されている。

質問 就学援助の周知・活用の対応はどうか。

答弁 急激な収入減少があった場合等は相談されるよう、5月に制度の再周知をした。

質問 放課後児童クラブの運営への影響と今後について。

答弁 学校の臨時休業中は、できるだけ家での見守りをお願いした。3密を避けるために、教室を含む学校施設の利用を学校長にお願いしている。今後も、学校や保護者の方にも協力をいただきながら各クラブと連携を図り、可能な限り感染リスクを低減させながらクラブの運営ができるよう必要な支援を行っていく。

質問 小・中学生の心のケアはどうか。

答弁 各校とも児童・生徒へ定期的な電話連絡、および家庭訪問を行う。今後も、スクールカウンセラーとも連携し、児童・生徒の悩みに寄り添えるようにし、相談体制を充実させていきたい。



政進クラブ
岩崎 勉

基金残高と農業支援

について

質問 基金はいくつかに分類されているが、財政調整基金とは、どのような目的の基金なのか。

答弁 財政調整基金は、不測の事態による大幅な市税の減収などにより発生した収入不足の解消や、災害の発生等により予期せぬ支出の増加があった場合に備え、自治体状況に応じて、積み立て、または、取り崩すことができる調整機能の役割をもった基金。

質問 昨年12月に示された中期財政計画で、財政調整基金が令和3年度にはマイナス1億3,500万円となっている。これは、財政運営上どのような影響を及ぼすことになるのか。

答弁 令和2年度の当初予算については、収支不足を解消するため財政調整基金を5億円取り崩して予算編成している。令和3年度に向けて

は、令和2年度予算編成以上の行財政改革を断行する必要があると考える。

質問 基金残高の現状に対する市長の見解を伺う。

答弁 まずは、市民生活に影響が出ないよう、行財政改革の断行により経費の削減や事務の効率化、公債費の平準化を図り、収支の改善に取り組んでいきたいと考えている。

質問 農業への新型コロナウィルス支援について、JA、国、県との連携と支援策を伺う。

答弁 国の緊急経済対策については、要件を満たせば持続化給付金を通じて資金の確保ができる給付金がある。また日本政策金融公庫やJAなど民間金融機関の資金の一部で実質無利子・無担保融資が受けられるなど、国・県・JAと連携し、市のホームページに情報を掲載している。今後は、国の持続化給付金や収入保険制度を活用しながら、更に、国・県・JA等と連携してどのような支援策ができるのか検討を進める。

質問 現下の状況を踏まえ、農業への対応について市長の見解を伺う。

答弁 農産物については、今後とも影響が出てくる可能性が懸念されるので、その状況を注視し、農林水産事業者への支援を考える。



日本共産党
向田 聡

市民のいのちとくらし

最優先の市政へ

新型コロナ対策について

質問 新型コロナウィルスの影響を一番受けている市内の飲食業、観光業への下支えができるような支援策、市民も一緒に頑張って応援できる事業を講じる考えはないか。

答弁 県では、飲食商品券や宿泊券、観光バスへの補助などの施策が上程された。市としても、商工団体へのヒアリングを行うなどして、状況の把握に努め、検討を重ねていきたい。

質問 今回のコロナで、収入が急激に減少した市営住宅入居者への減免措置等が必要になってくるのではないか。また、解雇、雇止め、廃業により住宅・寮、賃貸住宅から退去を余儀なくされた方へ市営住宅を提供する考えはないか。

答弁 入居者から新型コロナの影響による収入減の相談があれば納付

相談を行ったうえで家賃算定の見直しや納付猶予等の対応をしていく。また、退去を余儀なくされた方へは、今後、支援内容を整理したうえで対応していく。

島根原発問題について

質問 今回の中電の虚偽報告を受け、市は申入れをされた。その中に立地自治体並みの安全協定の締結を改めて求めておられる。2年前に締結を求めいまだに回答がないわけだが、島根原発2号機の適合性審査も進められ、遠からず地元合意についての意見集約の時期が来る。それまでに立地自治体並みの安全協定を締結すべきと考えるが、市長の決意を伺いたい。

答弁 3市と一緒に中電側に申し入れを再度行っている。今後とも、フルスペックの協定締結には3市で連携して、また強く、積極的に対応していきたいと考えている。

質問 今回のコロナ感染症の拡大は、新たな災害対応の必要性を突き付けている。今ある広域避難計画の見直しが求められるのではないか。

答弁 感染症への対応も含め、広域避難計画の実効性を高めるためには、国、県の関与が必要と考える。積極的な関与を要望していく。

安来市議会の議員定数について

安来市議会では、これまで議会改革の一環として議員定数のあり方について、議論して参りました。その結果、現在の21名から18名に削減すべきという方向性にいたしました。

そこで議員定数を改定するに当たり「安来市議会基本条例」に基づき、本年5月に市内の全自治会長の皆さまへ書面にてご意見の聴取をおこないました。新型コロナウイルス感染症対策のため、集会等が出来ない状況もあったとはいえ、自治会長の皆さまに大変お手数をおかけしましたことをお詫びいたしますとともに、ご協力にお礼申しあげます。

その結果、議会の考える削減案について、お答えいただいた自治会長の皆さまの内、大多数のご賛同を得ました。このことをもって、市議会としては市民の皆さまにも賛同いただけたものと判断させていただき、7月16日の緊急会議において条例改正をし、定数を18名としましたのでご報告いたします。

また、この条例改正を受け定数削減となるのは、地方自治法の規定により、令和3年10月実施の市議会一般選挙からになります。現在1名減の20名の本議会においては、本年10月に補欠選挙が実施されることとなりますのであわせてお伝えさせていただきます。

自治会長の皆さまより頂戴しました貴重なご意見につきましては、真摯に承り、今後の議会活動に積極的に活かして参りますのでよろしくお願い申しあげます。

議会報告会が変わりました！

「議会報告会」から「やすぎ未来トーク」へ

「やすぎ未来トーク」は希望するテーマを市民の皆さんに選択していただき、そのテーマを中心に自由に意見交換をする中で相互に地域の課題及び情報の共有を図り、それを議会活動全般に反映させることを目的としています。

市民の皆様からのお申し込みをお待ちしております。

申込方法

所定の申込用紙（各交流センターに配置、市議会ホームページからダウンロードも可）に記載のうえ、議会事務局へ郵送、ファックス、Eメール、または直接持参により申し込んでください。

申 込 先	安来市議会事務局 Tel：0854-23-3125
郵 送	〒692-8686 安来市安来町878番地2（議会事務局宛）
ファックス	Fax：0854-23-3153（議会事務局宛）
Eメール	アドレス：gikai@city.yasugi.shimane.jp

申込期限

原則、実施希望日の1ヶ月前までに議会事務局へ申し込んでください。

※詳細はホームページをご覧ください。

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/gikai/gikainitsuite/yasugimiraitalk.html>



新型コロナウイルス感染症対策として、議場においても飛沫感染防止シールドを設置いたしました。

広報広聴委員
岡本 早智雄

新型コロナウイルス感染症対策により見合わせておりました、議会報告会にかわる「やすぎ未来トーク」を7月より実施します。コロナ禍であるからこそ、市民の皆さまのご意見を、コロナ対策もしっかりと検討しながら伺いたいと考えております。申込みよろしく願っています。

編集後記

スマホアプリ
「マチイロ」に
やすぎ市議会だより
配信中！

